

公共調達に適正化に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
						(円)	(円)	(%)	(人)	
1	各公共職業安定所における物品管理システムのバージョンアップ作業	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長村松 達也 大阪府中央区 大手前4-1-67	H24.3.1	(株)富士通四国システムズ 愛媛県松山市永代町13	別紙1のとおり		4,528,440			
2	大阪西公共職業安定所外における自動番号受付機器の購入及び移設等作業	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長村松 達也 大阪府中央区 大手前4-1-67	H24.3.6	(有)清水正商店 大阪府西区 阿波座2-2-21	予定価格が160万円を超えない購入契約であることから、予決令第9条第3号に該当するため		1,228,080			
3	精密住宅地図の購入	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長村松 達也 大阪府中央区 大手前4-1-67	H24.3.6	(株)ゼンリン 阪支店 大阪府西区 川口3-3-9	別紙2のとおり		1,471,680			
4	学生職業センターシステム改修作業	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長村松 達也 大阪府中央区 大手前4-1-67	H24.3.12	シャープシステムプロダクト(株) 大阪府阿倍野区長池町22-22	別紙3のとおり		2,184,000			
5	新施設における什器の購入	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長村松 達也 大阪府中央区 大手前4-1-67	H24.3.12	(株)メーベル 大阪府旭区 中宮1-1-2	予定価格が160万円を超えない購入契約であることから、予決令第9条第3号に該当するため		1,233,750			
6	吹田市地域雇用創造推進事業	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長村松 達也 大阪府中央区 大手前4-1-67	H24.3.30	すいた地域雇用創造協議会 吹田市泉町1-3-40	別紙4のとおり		145,178,000			

契約件名及び数量	各公共職業安定所における物品管理システムのバージョンアップ作業
随意契約によることとした理由	<p>各公共職業安定所においては、現在上記業者が開発した物品管理システムを使用し、物品管理業務の効率化を図っているところである。当システムに関しては、導入してから相当年数が経過し、処理速度や操作性を改善する必要がある。また、現状のデータベースを活用することが経済的・効率的であることから、当システムのバージョンアップをすることとした。</p> <p>本件作業の調達に関しては、現在使用しているシステムのバージョンアップであることから、契約締結できる相手方が当該システムを開発した上記業者に限られ、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため、随意契約としたもの。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	精密住宅地図の購入
随意契約によることとした理由	<p>当該書籍は、再販売価格維持制度の適用を受けており、販売業者から購入することとなれば、定価にて契約することとなるが、出版元との契約であれば同制度の適用を受けず、割引価格での購入が可能である。よって、当該書籍の調達にあたっては、出版元業者との契約でなければ割引価格での購入ができない。</p> <p>よって、契約の性質、目的が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項に該当し、随意契約としたものである。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	<p>当該書籍の経済的な調達にあたっては出版元である同社との契約が必要であることから、競争性のある契約方式への移行は困難である。</p>
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	学生職業センターシステム改修作業
随意契約によることとした理由	<p>本契約に係る、改修作業については、サーバーとのネットワークの共有が必要不可欠である。しかし、システムの構築部分については、上記業者が独自で開発したものであり、仮に、システムの内部を把握していない上記業者以外の者が、システムの内部に入ってしまうと、現存のデータを削除し復元することが出来なくなる恐れがある等、通常業務に多大な影響を及ぼす事が考えられる。</p> <p>また、改修作業後システムプログラムの起動が正常に行われているか確認する必要があることから、サーバー内のプログラム内容を把握した開発業者以外が行うにはリスクが高く、非効率である。また、迅速かつ確実に改修作業を進めるとともに、作業中に万が一不測の事態が発生した場合にも確実に対応できることが必須であり、作業後良好なシステム環境を維持させるためにも、当該システムの開発業者以外に作業させることは不可能であり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するものである。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	吹田市地域雇用創造推進事業
随意契約によることとした理由	<p>地域雇用創造推進事業は、地域における自主的かつ創意工夫を活かした雇用機会の創出を推進するため、地域雇用開発促進法に基づき、自発雇用創造地域の関係市町村及び経済団体等で構成される地域雇用創造協議会からの提案に係る雇用対策事業のうち、厚生労働省において開催される、有識者等で構成する「事業構想選抜・評価委員会(以下「委員会」という。)」において雇用創造に係る効果が高いと認められるものを協議会等に委託することにより実施するものである。</p> <p>当該協議会が雇用創造に係る効果が高いと思われる、雇用対策事業を提案し委員会で審査した結果、採択されたものであるが、委託契約については、「地域雇用創造実現事業委託要綱」に基づき、都道府県労働局において、協議会又は事業構想に示された団体との間で締結するものとされており、委託事業の契約の目的が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	